

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	第2条第1項第1号	<p>法第19条第9項は「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」との規定で独自利用事務の基準を個人情報保護委員会規則に委任しているため、個人情報保護委員会規則の内容は「別表第二の第二欄に掲げる事務に【準じて】迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」を定めるものである必要があるが、この点、趣旨又は目的が【おおむね】同一なだけでは【準じて】いることにならない。法の委任の範囲を超えている。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業について独自利用事務の情報連携ができるよう提案がありました。しかし、現行では、規則第2条第1項第1号の「趣旨又は目的と同一であること」の要件の解釈として「対象者が原則として一致すること」を求めており、秋田市等の結婚新生活支援事業のように法定事務と独自利用事務の対象者が一致しない場合、情報連携は認められません。</p> <p>このため、デジタル化による国民の利便性向上等の観点も踏まえ、当該規定の「趣旨又は目的と同一であること」を「趣旨又は目的がおおむね同一であること」に改正することとしました。もっとも、この改正については、独自利用事務の対象者が、法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合には、「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」との要件を満たすことを明確化するものであり、法の委任の範囲内と考えています。</p>
2	第2条第1項第1号	<p>おおむね同一とは、具体的にどのような基準なのでしょう。ぼやっとした内容で意味が分かりません。これまでの基準である「趣旨又は目的と同一」と「趣旨又は目的とおおむね同一」の違いを示してください。今後は情報保護委員会さんが恣意的に判断していくということでしょうか。自治体側はこの基準変更をどのように考えればいいのでしょうか。説明会は開いてくれるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>「趣旨又は目的と同一であること」の要件については、手引において、「対象者が原則として一致すること」等の基準を示しているところ、規則を「趣旨又は目的とおおむね同一であること」と改正することに併せ、当該手引の改正も行い、地方公共団体へ周知する予定です。</p>
3	第2条第1項第1号	<p>本規則改正と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第9号との関係について確認したい。</p> <p>番号法第19条第9号は、独自利用事務が、法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ること、情報連携を行うことができる規定である。そして、「いずれかの法定事務に準ずる」ための要件が個人情報保護委員会規則において具体化されており、「趣旨又は目的の同一性」及び「事務内容の類似性」が規定されている。（「独自利用事務の情報連携に関する手引」（個人情報保護委</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>員会事務局作成。以下「手引」という。)) 今回の改正案は、法定事務に準ずるための要件として、規則において「趣旨又は目的と同一であること」が規定されているが、これを「趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正し、法定事務に準ずる事務の対象範囲を拡大する内容となっている。 そこで、以下の質問についてお答えいただきたい。なお、各項目をまとめて回答するのではなく、一つ一つに対してお答えいただきたい。</p> <p>1 今回の改正によって、改正前と比較して具体的にどのようなことが実現できるようになるのか。</p> <p>2 改正概要に「情報連携が可能な条例で定める事務の範囲の拡大に係る地方公共団体からの要望も踏まえ」とあるが、今回の改正により、具体的にはどのような事務を情報連携の対象にすることを要望があったのか。</p> <p>3 現行規則の規定であれば、2で要望があった事務は「いずれかの法定事務に準ずる」ものではないが、今回の規則改正により法定事務に準ずる事務の対象範囲を拡大することで、2で要望があった事務を法定事務に準ずる事務の対象とすることを意図しているようであるが、その事務が「趣旨又は目的の同一性」を満たさない理由はどのような点にあったのか。</p> <p>4 3の質問と関連して、「趣旨又は目的が同一であること」という要件については、手引において、「対象者が原則として一致すること」及び「目的規定の書きぶりに置いて、原則としてキーワードが一致すること。」(A. 2. 1-1のQAを含む)の2つを満たすことが条件とされている。2で要望があった事務は、この2つの条件を一部でも満たさなかった(例えば、対象者が一致しないなど)と考えられるが、この2つの条件の修正では対応できない内容であったのか。</p> <p>5 法定事務に準ずる事務の対象範囲の拡大が可能であるのであれば、これまでは「いずれかの法定事務に準ずる」ことの要件を規則では制限的に規定していたということになるが、そのような理解でよいか。そうであれば、これまでなぜ制限的に規定していたのか。</p> <p>6 以上の質問を踏まえて、「いずれかの法定事務に準ずる」ことの解釈として「趣旨又は目的の同一性」が要件として求められていると理解していたが、「いずれかの法定事務に準ずる」ことの要件を緩和し、事務</p>	<p>1 2に示すような事務において情報連携が可能となります。</p> <p>2 令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業における所得証明書等の添付書類の提出が省略できるよう情報連携の対象としてほしいといった要望がありました。</p> <p>3 「趣旨又は目的の同一性」を判断する基準の一つとして、手引において「対象者が原則として一致すること」を求めているところ、法定事務と2で要望があった独自利用事務の対象者が一致していなかったため、「趣旨又は目的の同一性」の要件を満たしていませんでした。</p> <p>4～6 令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業について独自利用事務の情報連携ができるよう提案がありました。しかし、現行では、規則第2条第1項第1号の「趣旨又は目的と同一であること」の要件の解釈として「対象者が原則として一致すること」を求めており、秋田市等の結婚新生活支援事業のように法定事務と独自利用事務の対象者が一致しない場合、情報連携は認められません。 このため、デジタル化による国民の利便性向上等の観点も踏まえ、当該規定の「趣旨又は目的と同一であること」を「趣旨又は目的がおおむね同一であること」に改正することとしました。もっとも、この改正については、独自利用事務の対象者が、法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合には、「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」との要件を満たすことを明確化するものであり、法の委任の範囲内と考えています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>の対象範囲を拡大することは、番号法による委任の範囲を逸脱することにならないのか。</p> <p>7 6について、番号法の所管省庁であるデジタル庁に、番号法による委任の範囲を逸脱することにならないことを確認しているのか。</p> <p>【匿名】</p>	<p>7 制度所管省庁とも、必要に応じて、連絡しています。</p>
4	第2条第1項第1号	<p>「おおむね同一」は、「同一」のままにしてください。</p> <p>「おおむね」を入れることで規制がなくなってしまう。</p> <p>【匿名】</p>	<p>令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業について独自利用事務の情報連携ができるよう提案がありました。しかし、現行では、規則第2条第1項第1号の「趣旨又は目的と同一であること」の要件の解釈として「対象者が原則として一致すること」を求めており、秋田市等の結婚新生活支援事業のように法定事務と独自利用事務の対象者が一致しない場合、情報連携は認められません。</p> <p>このため、デジタル化による国民の利便性向上等の観点も踏まえ、当該規定の「趣旨又は目的と同一であること」を「趣旨又は目的がおおむね同一であること」に改正することとしました。もっとも、この改正については、独自利用事務の対象者が、法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合には、「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」との要件を満たすことを明確化するものであり、法の委任の範囲内と考えています。</p>
5	第2条第1項第1号	<p>個人情報、守らねばならない大切なものです。</p> <p>「おおむね」という、あいまいな言葉で、規定して利用するのは、ゆるくしていることになり、また範囲の拡大を招きます。</p> <p>「おおむね」は入れないで下さい。</p> <p>【個人】</p>	<p>令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業について独自利用事務の情報連携ができるよう提案がありました。しかし、現行では、規則第2条第1項第1号の「趣旨又は目的と同一であること」の要件の解釈として「対象者が原則として一致すること」を求めており、秋田市等の結婚新生活支援事業のように法定事務と独自利用事務の対象者が一致しない場合、情報連携は認められません。</p> <p>このため、デジタル化による国民の利便性向上等の観点も踏まえ、当該規定の「趣旨又は目的と同一であること」を「趣旨又は目的がおおむね同一であること」に改正することとしました。もっとも、この改正については、独自利用事務の対象者が、法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合には、「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」との要件を満たすことを明確化するものであり、法の委任の範囲内と考えています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
6	第2条第1項第1号	国会や広く国民に知らせないまま「おおむね」と規制緩和で法律を改悪しないで下さい。 【匿名】	令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業について独自利用事務の情報連携ができるよう提案がありました。しかし、現行では、規則第2条第1項第1号の「趣旨又は目的と同一であること」の要件の解釈として「対象者が原則として一致すること」を求めており、秋田市等の結婚新生活支援事業のように法定事務と独自利用事務の対象者が一致しない場合、情報連携は認められません。 このため、デジタル化による国民の利便性向上等の観点も踏まえ、当該規定の「趣旨又は目的と同一であること」を「趣旨又は目的がおおむね同一であること」に改正することとしました。もっとも、この改正については、独自利用事務の対象者が、法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合には、「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」との要件を満たすことを明確化するものであり、法の委任の範囲内と考えています。

※ 上記意見のほか、規則案の内容とは関係がないと考えられる御意見が8件ありました。

【凡例】

「法」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

「規則」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）

「手引」 独自利用事務の情報連携に関する手引（個人情報保護委員会事務局）

「法定事務」 法別表第2の第2欄に掲げられている事務

「独自利用事務」 法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が個人番号を利用するために条例で定める事務